

よくあるご質問

Ⅲ.地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業『保守』

	質問	回答
応募申請について	1 保守点検事業とはどんな事業を示すのでしょうか。	再エネ水素ステーションを運営していく上で必要な1年に1回の定期自主検査にかかる費用を支援する事業です。
	2 再エネを供給する施設（システム）の保守点検も対象になるのですか。	対象となるのは再エネ水素ステーションに係る点検であり、再エネを供給する施設の点検は補助対象外です。
書類申請時の提出	3 再エネ電気を調達する予定ですが、提出書類にはどのようなものが必要ですか。	原則は不足分の再エネ電気の購入を証明する書類が申請時に必要です。
対象事業の要件	4 補助対象外で導入した付帯設備の消費電力も、システム全体の消費電力量に含まれますか。	原則としてステーションの機能に係る付帯設備であれば、補助対象外で導入した設備も消費電力に含まれます。
	5 「水素製造に係るシステム全体の消費電力量」には、水素充填関係設備（ディスベンサー等）も含まれますか。	消費電力の対象となります。
	6 再エネ水素ステーションの消費電力量と再エネ設備の発電量の比較はどのように行えばよいですか。	消費電力量等は、再エネ水素ステーションの使用方法や地域特性等の違いにより異なるため、過去の実績等をもとに4月1日～3月31日の1年間分を推計してください。 なお、再エネ水素ステーションの消費電力量については、補助金交付申請の際に提出した事業実施計画書に記載されているFCV等の年間予定走行距離等を達成するときの電力量を推計してください。
	7 余剰電力がある既設再エネ発電設備とはどのようなものですか。	地域再エネ水素ステーション事業者が設置した既設の再エネ発電設備のうち、以下のものとします。なお、余剰電力は売電の実績で確認することとし、配線は直接繋がっていない可とします。 ・他の補助金を使用せず設置した再エネ発電設備であって、発電した再生可能エネルギーを固定価格買取制度にて売電していないもの ・他の補助金を使用して設置した再エネ発電設備の場合、余剰電力を再エネ水素ステーションで使用することが認められており、かつ再生可能エネルギーを固定価格買取制度にて売電していないもの
	8 再エネ電気調達手法に記載のある再エネ由来J-クレジット、グリーン電力証書、非化石証書の種類には制約がありますか。	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）をいう。）に係るクレジットや証書等を対象とします。
	9 再エネ電気の調達を検討しています。それぞれの再エネ電気調達手法について、詳しく知りたいのですが。	下記を参照してください。 ・国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス <a href="https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190329006/20190329006.html">https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190329006/20190329006.html</a> ・再エネ由来J-クレジット（J-クレジット制度事務局ホームページ） <a href="https://japancredit.go.jp/">https://japancredit.go.jp/</a> ・グリーン電力証書（一般財団法人日本品質保証機構ホームページ） <a href="https://www.jqa.jp/service_list/environment/service/greenenergy/index.html">https://www.jqa.jp/service_list/environment/service/greenenergy/index.html</a> ・非化石証書 契約中の各電力会社ホームページ等を確認
	10 環境省の地域再エネ水素ステーション導入事業により再エネステーションを設置していますが、水素ステーション消費電力量のすべてを、グリーン電力・非化石証書等で調達する場合に、実施計画書への再生可能エネルギー発電設備の仕様や再生可能エネルギーの発電量の記載は必要ですか。	水素ステーション消費電力量のすべてをグリーン電力・非化石証書等で調達する場合は、実施計画書への再生可能エネルギー発電設備の仕様、再生可能エネルギーの発電量の記載は不要です。

	質問	回答
	11 災害や機器の故障等により、再エネ発電設備の発電量が想定より少なくなった場合の対応はどうなりますか。	再エネ水素ステーションの消費電力量の全量相当分を再生可能エネルギーで賄うこととされているので、再エネ設備の故障等の期間中の再エネ水素ステーションの消費電力量も実績には含まれます。
	12 災害や機器の故障等により、事業実施計画書に記載されているFCV等の年間予定走行距離等を達成できなかったときはどうなりますか。	災害や機器の故障等の理由が認められる期間は除外して年間予定走行距離等を算出し、比較を行ってください。
	13 一年度分の再エネ水素ステーションの消費電力量と再エネ発電設備の発電量を比較した結果、消費電力量が超過してしまった場合はどうしたらいいですか。	速やかに再エネ電気の追加調達等を行い、再エネ水素ステーションの消費電力量の全量相当分が再生可能エネルギーで賄われている状態とする必要があります。
	14 メーターが壊れて実績が確認できなかった期間があった場合はどうすればいいですか。	過去の実績等をもとに故障期間中の電力は計算により算出してください。
	15 水素ステーションの消費電力の超過が見込まれる場合は、「再エネ発電設備の増設」とありますが、本年度の対応が難しいため、来年度の増設ではだめですか。	来年度増設する場合でも、本年度の超過分については、再エネ電気の購入等の対応が必要となります。
	16 再エネ電気の購入を検討していますが、今年度の購入が難しい場合は、来年度の購入でもよいですか。	今年度の購入が原則ですが、予算措置との問題があり今年度の購入が難しい場合は、財団にご相談ください。
	17 応募にあたって実施計画書には水素ステーション全体の消費電力を記載しなくてはいいませんが、付属の計測機器ではシステム全体の消費電力が測定できないSHS等の場合はどうすればよいでしょうか。	まず消費電力全量が計測できるメーターの設置をお願いいたします。そして申請の際には、全量が計測できていない月について1ヶ月あたり500kWを加算した値の記載等が必要となりますが、詳細は財団にご相談ください。
FCV等について	18 「FCV等の年間走行距離等を達成し」とありますが、補助金交付申請の際に提出した事業実施計画書では燃料電池フォークリフトの稼働時間としています。稼働時間でよいですか。	稼働時間で差し支えありません。
	19 「FCV等の年間走行距離等を達成し」とありますが、一般のFCV車両にも水素を供給しており走行距離の把握は難しいため、FCVの燃費実績をもとに水素充填量からの換算で行ってもいいですか。	走行距離の把握ができない水素供給量については、充填量からの換算も可とします。
	20 当初FCVは1台でしたが、追加車両導入を行い2台となりましたが、2台の合計走行距離でよいですか。	2台の合計走行距離として差し支えありません。
	21 イベント等においてFCVで電源供給を行っています。走行距離に加算できますか。	申請書では自動車の走行によりCO2を削減することとしているため、加算はできません。